

書」という)は、各郡市教育委員会連絡協議会の名において、展示会終了後に各市町村教育委員会を経て、各学校に通知する。

3 各学校長は、小学校については昭和36年度、中学校については昭和37年度使用教科書研究資料；推薦教科書ならびに後記教科書選定基準を参考として、最適と認められるものを選び、市町村教育委員会に具申する。

4 市町村教育委員会は、各学校長の具申を考慮して、採択を決定する。

## ② 教科書選定協議会（以下「協議会」という）の運営方針

### 1 選定の一般方針

小・中学校とも、昨年度に選定した教科書は継続して選定するものとする。ただし、特に必要のある場合はこの限りでない。

### 2 協議会の組織

(1) 協議会は、郡市教育委員会連絡協議会の代表および校長、教諭よりなる若干名の委員をもって組織する。

(2) 協議会のもとに、必要に応じ教科ごとの専門委員会を設ける。

(3) 専門委員会を設ける場合、この委員会は、校長、教諭、学識経験者等よりなる数名の専門委員をもって組織する。

(4) 専門委員は、各教科の専門的な識見にすぐれているとともに、特に公正な人物をもってあてるとともに、留意する。

### 3 選定の手順

(1) 協議会は、現場の教職員の希望が反映するようにつとめ、また必要に応じ、小学校については昭和36年度、中学校については昭和37年度使用教科書研究資料を参考にするとともに、県教育委員会の指導助言をもとめる。

(2) 推薦教科書が前年度と同じ場合、協議会は、その旨郡市教育委員会連絡協議会に報告する。

(3) 必要に応じ教科ごとに専門委員会を設けた場合、協議会は、専門委員会の答申に基づき、各教科について1種類ないし数種類の教科書を選定し、選定した教科書の発行者の番号、略称、教科書の記号、番号、書名、著作者名を記載して、郡市教育委員会連絡協議会に報告する。

### 4 協議会の秘密の保持

協議会の委員、専門委員は正当の理由がなく協議会の審議の経過、または委員の意見をもらさないように留意する。

## 備考

1 一般方針の「2」の事項は、7月15日までに行動すること。

2 一般方針の「4」の事項は、7月20日までに行動すること。

## (2) 教科書展示会

教科書展示会は6月28日から7月10日まで13日間、県下16か所において開催された。

展示会場は原則として教科書センターをあてることにしたが、会場の都合で、センター所在地の適当な場所を会場にあてた。

会期中の利用者は、教職員その他を含めて2,727名であった。

## 2 教科書研究事業

本年度は高等学校の数学Ⅰ、音楽、家庭一般の教科書について行なった。

### (1) 研究目的

教科書使用の経験を通して、教科書の組織、配列、内容の程度、内容の選択等についての問題点およびこれらの事項についての改善の方向等を研究協議し、もって教科書内容の向上と学習指導の改善に資することを目的とする。

### (2) 研究員

各教科別に高等学校教員の中から12人に委嘱した。

### (3) 研究経過

研究員が各自教科書の研究をなし、研究結果は「教科書研究資料」としてまとめ、各高等学校に配布するとともに、宮城県作並で開催された北海道・東北地区教科書研究協議会に4名出席し、研究協議した。

## 3 教科用図書無償給与

昭和38年度小学校第1学年生に対して無償給与される政令により無償給与された。

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律、政令、省令が施行されたので、2月29日から3月6日までの間、県下7か所において、出張所、市町村教育委員会、国、私立小学校、盲、ろう、養護学校教科書事務担当者の打ち合わせ会を実施し、無償給与事務が円滑に行なわれるようにした。